

令和4年度大阪府教育行政評価審議会 委員一覧

(50音順)

ふりがな	あかし いちろう
氏名	明石 一郎
所属・職名	関西外国語大学短期大学部教授
専門領域・活動領域	人権教育・地域家庭教育・PTA活動
選任理由	教育に関し専門的な知識と経験を有する者として選任
ふりがな	おだ ひろのぶ
氏名	小田 浩伸
所属・職名	大阪大谷大学教育学部教授
専門領域・活動領域	特別支援教育・発達障がい
選任理由	教育に関し専門的な知識と経験を有する者として選任
ふりがな	きはら としゆき
氏名	木原 俊行
所属・職名	大阪教育大学大学院教授
専門領域・活動領域	学校運営、教育工学、教員養成
選任理由	教育に関し専門的な知識と経験を有する者として選任
ふりがな	ながい かんじ
氏名	長井 勘治
所属・職名	武庫川女子大学健康・スポーツ科学部教授
専門領域・活動領域	高等学校教育、体育、教員養成
選任理由	教育に関し専門的な知識と経験を有する者として選任
ふりがな	ふじた まゆみ
氏名	藤田 真由美
所属・職名	大阪府PTA協議会 理事
専門領域・活動領域	PTA活動
選任理由	保護者代表として、大阪府PTA協議会からの推薦により選任
ふりがな	わたなべ ひであき
氏名	渡辺 秀明 様
所属・職名	大阪信用金庫 業務部 参事
専門領域・活動領域	民間企業
選任理由	民間企業としての知見を活かし、教育に関する意見を聴取することが適当な者として選任

(趣旨)

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2（以下、略）

別表第一（第二条関係）

- 一 知事の附属機関（略）
- 二 教育委員会の附属機関（略）
- 三 知事及び教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	(略)
大阪府教育振興基本計画審議会	(略)
<u>大阪府教育行政評価審議会</u>	<u>大阪府教育行政基本条例第六条第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十六条第一項の点検及び評価を行うに当たっての調査審議に関する事務</u>

(以下、略)

大阪府教育行政評価審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府教育行政評価審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第一第三号に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員六人以内で組織する。

2 委員会は、教育に関し専門的知識及び経験を有する者並びに保護者その他相当と認める者のうちから、知事と協議した上で委員を任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 委員が次の各号の一に該当する場合、委員会は知事と協議した上で、これを解任することができる。

一 病気等により職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合

二 職務を怠り、または職務上の義務に反した場合

5 補欠の委員は遅滞なく、委員会が知事と協議した上で任命するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、審議会の担当事務について取りまとめる。

(副会長)

第五条 会長は、あらかじめ委員の中から副会長を指名する。

2 副会長は、会長が病気等により職務を遂行できないときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会は、審議会の会議の開催について、知事と協議した上で決定する。

2 会長は、前項の決定を受け、会議を招集し、その議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。なお、第三条第五項の補欠の委員が任命されていない場合は、審議会の委員数から除くものとする。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第七条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第八条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事と協議の上で委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年教委規則第一五号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和三年教委規則第二号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

教育行政の点検及び評価について

○目的

効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たす。

○根拠

大阪府教育行政基本条例（以下「条例」という。）第6条

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第26条

《条例》

第6条 知事及び委員会は、基本計画の進捗を管理するため、毎年、共同してその点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを大阪府議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 委員会は、地方教育行政法第26条の点検及び評価に当たり、前項の点検及び評価を含めるものとする。

3 第1項の点検及び評価に当たっては、基本計画に定めた目標を達成するために委員会の教育長及び委員が行った取組、活動の状況等について、委員会の教育長及び委員が自ら点検及び評価を行わなければならない。

《地教行法》

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

点検及び評価の年次・内容

○点検及び評価の年次

- (1) 前年度の大阪府教育振興基本計画（※）（以下「基本計画」という。）の進捗状況
- (2) 基本計画に記載のない、前年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況

○点検及び評価の内容

- (1) 条例第6条に基づく知事及び教育委員会の点検及び評価
 - ・基本計画の事業計画に記載する158の「具体的取組」の進捗状況を点検
 - ・基本計画の10の基本方針ごとに設定した「実現をめざす主な指標」を点検
 - ・上記点検結果を踏まえ、10の基本方針ごとに進捗状況を評価
- (2) 地教行法第26条に基づく教育委員会の点検及び評価
 - ・基本計画に定めた事務の点検及び評価（(1)をもって充てる）
 - ・基本計画に記載のない、教育委員会の権限に属する事務の状況の点検及び評価

(※) 大阪府教育振興基本計画（平成25年3月策定）

- ・平成25年度を初年度とし、令和4年度を目標とする10年間を見据えた計画
- ・平成30年度から令和4年度までの5年間で取り組むべき具体的な施策や事業をまとめた事業計画を別途、作成

大阪府教育行政評価審議会

○設置目的

- ・ 条例第 6 条に基づき、知事及び教育委員会が実施する基本計画の進捗を管理するための点検及び評価
- ・ 地教行法第 26 条に基づき、教育委員会が実施する委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価に当たり、教育に関する知識及び経験を有する者並びに保護者の意見を聴くために設置する。

○根拠

大阪府附属機関条例

大阪府教育行政評価審議会規則

基本計画の体系

基本方針 1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します
【重点取組1】子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上
【重点取組2】これからの社会で求められる確かな学力のはぐくみ
【重点取組3】互いに高めあう人間関係づくり
【重点取組4】校種間連携の推進
基本方針 2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます
(1) 公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます
【重点取組5】就学機会の確保と学校を選択できる環境づくり
【重点取組6】公私の切磋琢磨と連携・協力による取組み
基本方針 2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます
(2) 活力あふれる府立高校づくりをすすめます
【重点取組7】社会の変化やニーズを踏まえた府立高校の充実
【重点取組8】生徒の自立を支える教育の充実
【重点取組9】つながりをはぐくむ学校づくり
【重点取組10】学習環境の整備
【重点取組11】公平でわかりやすい入学選抜の実施
【重点取組12】活力ある学校づくりをめざした府立高校の再編整備
基本方針 2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます
(3) 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します
【重点取組13】公私を問わない自由な学校選択の支援
【重点取組14】特色ある私学教育の振興
基本方針 3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します
【重点取組15】支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備
【重点取組16】就労を通じた社会的自立支援の充実
【重点取組17】一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
【重点取組18】発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援
【重点取組19】私立学校における障がいのある子どもへの支援
基本方針 4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます
【重点取組20】夢や志を持って粘り強くチャレンジする力のはぐくみ
【重点取組21】社会に参画し貢献する意識や態度のはぐくみ
【重点取組22】ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ
【重点取組23】いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化
【重点取組24】体罰等の防止

基本方針 5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます
【重点取組25】運動機会の充実による体力づくり
【重点取組26】学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通じた健康づくり
基本方針 6 教員の力とやる気を高めます
【重点取組27】大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上
【重点取組28】がんばった教員がより報われる仕組みづくり
【重点取組29】指導が不適切な教員への厳正な対応
【重点取組30】私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援
基本方針 7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます
【重点取組31】校長マネジメントによる学校経営の推進
【重点取組32】地域・保護者との連携による開かれた学校づくり
【重点取組33】校務の効率化
【重点取組34】私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進
基本方針 8 安全で安心な学びの場をつくります
【重点取組35】府立学校の計画的な施設整備の推進
【重点取組36】災害時に迅速に対応するための備えの充実
【重点取組37】安全・安心な教育環境の整備
【重点取組38】私立学校における安全・安心対策の促進
基本方針 9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します
【重点取組39】教育コミュニティづくりと活動を支えるための条件整備
【重点取組40】豊かなつながりの中での家庭教育支援
【重点取組41】人格形成の基礎を担う幼児教育の充実
基本方針 10 私立学校の振興を図ります
【重点取組42】私立幼稚園における取組みの促進
【重点取組43】私立小・中学校における取組みの促進
【重点取組44】特色・魅力ある私立高校づくりの支援
【重点取組45】専修学校・各種学校における取組みの促進
【重点取組46】私立学校における障がいのある子どもへの支援
【重点取組47】私立学校におけるいじめや不登校等生徒指導上の課題解決、及び体罰等の防止に向けた取組みの促進
【重点取組48】私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援
【重点取組49】私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進
【重点取組50】私立学校における安全・安心対策の促進

大阪府教育行政評価審議会の審議予定について

審議日程（予定）	審議項目
第1回 7/8（金） 15:00～17:00	【基本方針2】公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます
	【基本方針3】障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します
	【基本方針9】地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します
	【基本方針10】私立学校の振興を図ります
第2回 7/28（木） 13:00～15:00	【基本方針5】子どもたちの健やかな体をはぐくみます
	【基本方針6】教員の力とやる気を高めます
	【基本方針8】安全で安心な学びの場をつくります
第3回 8/8（月） 13:00～15:00	【基本方針1】市町村とともに小・中学校の教育力を充実します
	【基本方針4】子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます
	【基本方針7】学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます

大阪府教育行政評価審議会 委員別担当一覧

委員	主な担当
明石会長	基本方針1・基本方針4・基本方針9・基本方針10
小田副会長	基本方針2・基本方針3・基本方針5・基本方針6
木原委員	基本方針1・基本方針6・基本方針7・基本方針8
長井委員	基本方針2・基本方針3・基本方針5・基本方針6
藤田委員	基本方針4・基本方針7・基本方針8・基本方針9
渡辺委員	基本方針2・基本方針4・基本方針9・基本方針10

(50音順)